

大阪府(改訂)

大阪府における部活動等の在り方に関する方針【骨子】(素案)

～子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革の実現をめざして～



「改革推進期間（R5～7年度）」が終わり、**新たに「改革実行期間（R8～13年度）」がスタート**するうえで示された国ガイドラインを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関して、大阪府としての考え方を示すもの**

※『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）』を踏まえた府方針の改訂

「本方針改訂の趣旨・部活動改革の基本的な考え方等」

update

○ 新たにスタートした「改革実行期間」における部活動改革等に関して、国ガイドラインを踏まえ、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし府の考え方を示す。

○ 本方針は、義務教育である中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。（「Ⅰ 学校部活動」は高等学校にも適用）

◆ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

「概要」

- 改革の理念
- 取組みの類型・名称（地域展開・地域連携）
- 改革の方向性（基本的方針、改革期間、取組み方針、留意事項）

Ⅱ 地域クラブ活動

update

◆ 地域クラブ活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること、地域クラブ活動の具体的な実施形態等は多様な形があり得るところであり、地域の実情に応じた適切な形態等で実施するもの。

「概要」

- 地域クラブ活動の在り方
 - ・ 認定制度（認定要件）に関すること
 - ・ 認定地域クラブ活動指導者に関すること（人材バンク、日本版DBS活用を含む）
- 地域展開の円滑な推進
 - ・ 推進体制の整備（役割分担、中学校等との連携）
 - ・ 各種課題への対応（運営団体等の整備、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、安全・安心の確保（不適切行為防止、責任の所在、保険等）他）

Ⅰ 学校部活動

update

◆ 学校部活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その教育的意義は大きく、その設置・運営は学校の判断により行われるもの。

「概要」

- 教員の関与について、法令等に基づく業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者の確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底（遠征等における安全確保を含む）
- **体罰・ハラスメント防止の徹底**
- 休養日：週あたり2日以上の設定（平日1日、週末1日）
- 活動時間：平日2時間程度、休業日は3時間程度（高校は4時間程度）
- 府立高校における「部活動大阪モデル」の推進
- 学校や地域の実情に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用により、**学校部活動の地域展開を推進**

Ⅲ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

update

◆ 地域の実情に応じた取組みの手法・留意すべき事項

各市町村におけるスポーツ・文化芸術振興の方向性や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術の活動実態やその環境等を踏まえて、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで、学校部活動の地域連携・地域展開に向けた取組みをできるところから進めるもの。

「概要」

- 改革実行期間の前期（R8～10年度）における休日の地域展開等の着手や、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで必要となる環境整備を推進
- 大会・コンクールの在り方
- 府・市町村における総合的・計画的な取組み 他

部活動の地域展開等の推進における「大阪府」と「市町村」の役割について（素案）

大阪府

市町村

● 広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、大阪府全体としての改革方針を示すとともに、市町村に対するきめ細やかな支援を行う。 ● また、一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取り組みを中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。	● 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。 ● 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、丁寧に運営団体等への支援や指導助言等を行う。
＜主な役割＞ ①推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等 ・大阪府全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署との連携強化、関係者との協議会や市町村連絡会の開催等） ・大阪府としての考え方の提示（府方針の改訂） ・大阪府内全体への周知・広報 ②市町村へのきめ細やかなサポート ・市町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等 ・複数の市町村による広域連携の取組みにあたっての調整 ③地域展開等に向けた広域的な基盤づくり ・大阪府内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築 ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク等） ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施（指導者の資質向上のための育成プログラムの構築） ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置 ・大会への円滑な参加の促進	＜主な役割＞ ※自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある ①推進体制の整備及び方針の策定・周知 ・推進体制の整備（関係部署との連携強化、コーディネーターの配置、関係者との協議会の開催等） ・方針等の策定、改革の進捗状況の評価検証 ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報 ②地域クラブ活動の認定等 ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む） ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等 ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置 ③地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応 ・指導者/活動場所/移動手段の確保等 ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等） ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

府方針の章立てについて（改訂素案：目次ベース）

[illegible]